お客様各位

2026年11月
野村證券株式会社

「金融商品取引所に上場されている有価証券や国内外の債券のお取引に関する説明書（契約締結前交付書面）（法人のお客様用）」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、個人向け国債の法人等への販売対象拡大に伴い、2026年12月1日より「金融商品取引所に上場されている有価証券や国内外の債券のお取引に関する説明書（契約締結前交付書面）（法人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

（下線部変更）

新	旧
＜目　次＞ 【リスクや留意点を記載している有価証券及びお取引】 1．国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券のお取引 2．個人向け国債のお取引 3．円貨建て債券のお取引 4．外貨建て債券のお取引 5．金銭・有価証券の預託、記帳及び振替 **2．個人向け国債のお取引** あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせください。 〇個人向け国債（２０２７年１月以降に発行される個人向け国債（商品名：個人向け国債プラス）を含みます。以下同じです。）のお取引は、主に募集等の方法によって行われます。 **手数料など諸費用について** ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをいただきます。 ・個人向け国債を中途換金する際、原則として※次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。 ●変動１０年：直前２回分の各利子（税引前）相当額×０．７９６８５ ●固定５年：２回分の各利子（税引前）相当額×０．７９６８５	＜目　次＞ 【リスクや留意点を記載している有価証券及びお取引】 1．国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券のお取引 （新設） 2．円貨建て債券のお取引 3．外貨建て債券のお取引 4．金銭・有価証券の預託、記帳及び振替 （新設）

（下線部変更）

新	旧
●固定３年：２回分の各利子（税引前）相当額×０．７９６８５ 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定の適用はありません。 ※　発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引店までお申し出ください。 個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要 当社における個人向け国債のお取引については、次の方法によります。 ・　募集の取扱い ・　中途換金のための手続きの取扱い 個人向け国債に関する租税の概要 ・　個人向け国債の利子については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。 ・　個人向け国債を中途換金する場合、額面金額に経過利子を加えた金額から中途換金調整額及び取得価額を減算した金額は、法人税に係る所得の計算上、益金又は損金の額に算入されます。 なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。 譲渡の制限 ・　個人向け国債は、２０２６年１２月までの発行分については個人のみ、２０２７年１月以降の発行分については個人又は法人その他の団体（有価証券についての取引につき、金融商品取引法上、特定投資家として取り扱われる者（以下「特定投資家」といいます。）を除き、以下「法人等」といいます。）のみ保有可能であり、個人から個人への譲渡のみが認められております。 ・　個人向け国債は、発行から１年間、原則として中途換金はできません（以下「中途換金制限」といいます。）。なお、保有者がお亡くなりになった場合、法人等が解散した場合、又は災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助が行われる自然災害により被害を受けられた場合は、中途換金制限にかかわらず、発行から１年以内であっても中途換金が可能です。 ・　個人向け国債を保有する法人等が特定投資家に該当することとなった場合や、特定投資家が個人向け国債を保有する法人等との合併等により個人向け国債を保有することとなった場合等には、中途換金制限にかかわらず、速やかに中途換金を行っていただくことになります。	

（下線部変更）

新	旧
当社が個人向け国債の取引について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第２８条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。 ・　お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。 ・　お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預かりした上で、お受けいたします。 ・　前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。 ・　ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量等注文の執行に必要な事項を明示してください。これらの事項を明示されないときは、ご注文を執行できない場合があります。また、注文書のご提出をいただく場合があります。 ・　ご注文されたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。 ３．円貨建て債券のお取引 （省略） ４．外貨建て債券のお取引 （省略） ５．金銭・有価証券の預託、記帳及び振替 （省略）	２．円貨建て債券のお取引 （省略） ３．外貨建て債券のお取引 （省略） ４．金銭・有価証券の預託、記帳及び振替 （省略）

以上

09-255(‘26.11)